

◆宅地耐震化推進事業

大規模盛土造成地や液化化リスクが高いエリアについて、変動予測に関する調査等（ハザードマップ作成）を促進し、住民への情報提供を図ることにより、宅地防災への理解を深めてもらうとともに、必要な対策を講じることで、災害に強い県土づくりを推進する。

◆国土利用計画

国土利用計画（県計画）は、国土利用計画法に基づく国土利用計画（全国計画）を基本とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するための長期の目標を定めるものであり、県土の利用に関する行政上の諸計画の基本となるとともに、民間の諸活動に対しての指針となるものである。本県においては、全国計画の改定等に伴い、平成31年3月に第五次県計画を策定した。

◆土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本として定めるものである。この基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という）に基づく土地利用に関する諸計画の上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域区分の範囲を5万分の1の地形図上に記したものと、土地利用の調整等に関する事項を記した文書（計画書）とで構成されている。

◆土地取引の規制

国土利用計画法においては、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用を確保するため、土地取引について事後届出制及び注視区域・監視区域制度等の措置が定められている。本県でも事後届出に関して、利用目的の審査を行い、当該土地取引が周辺地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認められるとき等には、助言・勧告等必要な措置を講ずることとしている（R.6.3月末現在、注視、監視区域の指定はない）。また、大規模な開発行為を行う土地については、「大規模土地利用事前指導要綱」により、法令の規定に基づく許認可の手続きに先立ち総合的かつ計画的な見地から適正な指導をしており、更に、ゴルフ場の開発については、「ゴルフ場の開発事業に関する事前指導要綱」により、自然環境の保全等に配慮した適正な開発が行われるよう指導している。

◆地価調査

地価調査は適正な地価形成に寄与することを目的として、国土利用計画法に基づき、毎年7月1日時点の基準地の標準価格を判定し、9月下旬に告示する。

標準価格は、国が行う地価公示とともに一般の土地取引の指標となるほか、公共事業用地の取得価格の算定規準として用いられている。

◆景観の保全

本県では、それぞれの地域で特色ある景観に恵まれている。こうした優れた景観を保全するため、主要道路沿線における支障木伐採などの取組を進める。市町村に対しては、自らが景観行政団体となり、景観計画及び景観条例を策定するという景観法の基本的な考え方に立ち、条例制定に向け、景観アドバイザーの派遣や県が作成した景観行政の手引書等を示すなどして取組を支援する。さらに、景観の保全・形成の大切さについて理解を深めるため、県民や事業者も対象としたセミナーなどを開催する。

また、くじゅう連山など複数の市町村にわたる広域的な景観については、令和4年度策定の大分県広域景観保全・形成指針に基づき、令和5年度に景観の一体的な保全・形成を図る7エリアで広域景観協議会を設立した。この協議会では、県及び各市町村間の連携強化を図るとともに、県民・事業者・市町村・県が協働し、本県の美しく豊かな景観を次世代に引き継いでいく取組を推進する。

◆まちづくり関連事業

現在、県内の11市1町20地区において、都市再生整備計画関連事業や街なみ環境整備事業等を行っており、地域住民の生活の質の向上と、観光を始めとした地域経済・社会の活性化を図るため、歴史や文化、温泉など地域の魅力ある資源を活かした個性あふれるまちづくりを支援する。また、大分市の市街地においては、立地に適した合持つ理的な土地利用と都市機能の強化を図るために、市街地再開発事業を行い、核となる商業施設等を整備し、地域の活性化を図る。

◆屋外広告物の規制

屋外広告物法に基づいて大分県屋外広告物条例及び同施行規則を定めており、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する安全の確保を図っている。また、講習会の開催及び屋外広告物の登録制度により、従事者等に対し、法令等の知識や技術の向上を図るとともに、その指導育成に努めている。なお、屋外広告物に関する事務は、都市・まちづくり推進課が所管しているが、条例に基づく許可、屋外広告業者登録申請の受付及び違反広告物の是正指導等の事務は、各土木事務所において行っている。（但し、大分市については中核市に指定されたことに伴い、平成9年4月1日から同市の事務となっている。また、平成20年4月から姫島村、平成21年4月から日田市、豊後高田市、由布市、平成26年7月から津久見市、平成29年7月から竹田市が一部権限移譲により事務を行っている。）

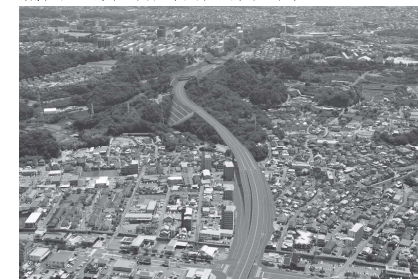
5. 主な当年度事業

(都) 庄の原佐野線（下郡工区）



完成予想図

(都) 庄の原佐野線（下郡・明野工区）



完成予想図

公園・生活排水課

1. 業務の概要

(1) 都市公園関係業務

- ① 県営都市公園（大洲総合運動公園、高尾山自然公園、ハーモニーパーク、大分スポーツ公園）の整備に関すること
- ② 県営都市公園の維持管理・利用に関すること
- ③ 市町村の施行する都市公園事業の計画、指導監督に関すること

(2) 生活排水・下水道関係業務

- ① 市町村の施行する生活排水処理施設整備事業及び都市浸水対策事業の計画、指導監督に関すること
- ② 生活排水対策の普及啓発に関すること

2. 施策の方向

近年、余暇の充実や快適で潤いのある生活環境の創出、さらには、安全・安心の確保や長寿・福祉社会に対応した良好な都市環境の形成が求められている。

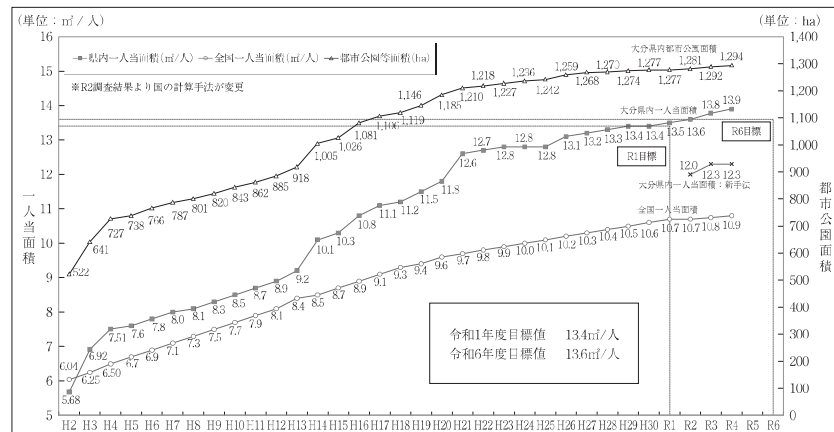
このため、都市公園の整備を進めて、都市環境並びに都市防災機能の向上を図るとともに、公共下水道、農業・漁業集落排水施設並びに合併処理浄化槽の整備を推進して、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全を図る。

3. 大分県の現状

(1) 都市公園の概要

令和4年度末の県内の都市公園等の箇所数は、県内最大の大分スポーツ公園をはじめ1,199箇所、面積は1,293.6haである。整備水準の目安となる一人あたりの都市公園等の面積は令和2年調査結果より国の計算手法が変更となり、旧手法では13.9m²、新手法では12.3m²で全国平均の10.9m²を上回っている。「おおいた土木未来プラン2015」に掲げた目標（令和元年度末に13.4m²、令和6年度末に13.6m²）を達成した。引き続き整備水準の確保に努める。

※大分県の都市公園現況は「資料編」に記載(P117)



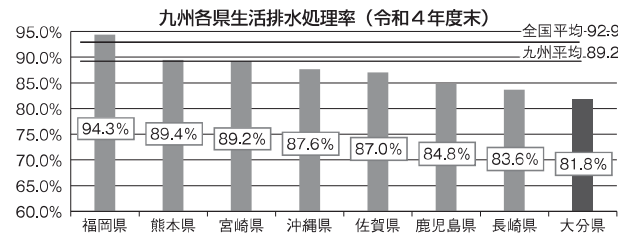
大分県都市公園整備状況

(2) 生活排水・下水道の概要

本県では、生活環境の改善や公共用水域の水質保全等を目的として、公共下水道（分流式汚水）、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を推進しているが、令和4年度末の生活排水処理率（住民基本台帳人口に対する生活排水処理施設を利用できる人口の割合であって、汚水処理人口普及率と同義）は、県全体で81.8%であり、九州全体の89.2%、全国の92.9%に比べると整備は大きく遅れており、生活排水処理施設を整備する市町村に対して財政的な支援を行っている。

各市町村においては、13市町村で公共下水道事業を、7市で農業集落排水事業を、16市町で浄化槽設置整備事業（個人設置型）を、2市で公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）を実施する。また、都市における浸水被害の防止、軽減を目的として9市町で公共下水道（分流式雨水）の整備を行う。

(令和4年度末現在)			
	大分県	全国平均	九州平均
生活排水処理率	81.8%	92.9%	89.2%

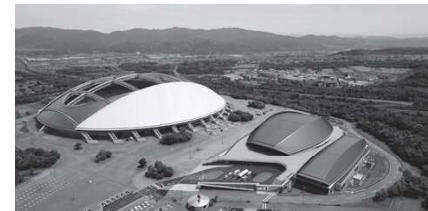


4. 施策の概要

(1) 都市公園事業

県営都市公園は、1978年8月に開設した大洲総合運動公園をはじめ、1986年4月に高尾山自然公園、1991年4月にハーモニーパーク、2001年5月に大分スポーツ公園を順次開設しており、2002年FIFAワールドカップサッカーや2008年第63回国民体育大会、2019年にはラグビーワールドカップ等の大規模イベントをはじめとして、県内外のスポーツ競技大会の開催、身近に親しめるレクリエーションや自然とのふれあいの場として幅広く利用され、多くの利用者が訪れている。しかし、これらの県営都市公園は、長いもので開設から40年以上が経過しており、老朽化や社会情勢・利用者ニーズの変化に伴い、公園施設の改修・更新が必要となっている。

このため、本事業により、大分スポーツ公園におけるレゾナックドーム大分やその他各公園施設の改修工事などを実施し、誰もが安全かつ安心して都市公園を利用できるよう、計画的な改修・更新を行う。



大分スポーツ公園



レゾナック武道スポーツセンター

(2) 県営都市公園の維持管理・運営

県営都市公園では、公園利用者へのサービスの向上と経費の節減等を図るため、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、維持管理・運営を下記の民間事業者等に委託している。

都市公園名	指定管理者	指定期間
大分スポーツ公園 及び 高尾山自然公園	藤大宣	令和 6.4.1～令和11.3.31
大洲総合運動公園	ファビルス・プランニング大分共同事業体	令和 5.4.1～令和10.3.31
ハーモニーパーク	藤サンリオエンターテイメント	令和 3.4.1～令和8.3.31

指定管理者には、「大分県都市公園条例」の規定に基づき、次の業務を委託している。

- ① 公園施設の維持管理及び修繕に関する業務
- ② 都市公園の利用の受付及び案内に関する業務
- ③ 有料公園施設の利用の許可に関する業務
- ④ 都市公園の利用の促進に関する業務
- ⑤ その他、知事が特に必要と認める業務（地域、NPO等との連携に関する業務等）

(3) 生活排水・下水道事業

大分県生活排水処理施設整備構想 2015

本県的生活排水処理率は全国平均値に比べて大きく下回っている状況にあり、未普及地域においては一刻も早く生活排水処理施設を整備する必要がある一方、人口減少や高齢化が進み投資余力が減少する中、既存ストックの改築・更新等を踏まえると、今後未普及対策地域への投資拡大はさらに厳しい状況にある。

そこで、生活排水処理の早期概成を目標とした整備手法を検討するとともに、将来にわたって持続可能な生活排水処理の運営を行うための計画的な改築や効率的な管理方法を検討し、「大分県生活排水処理施設整備構想2015」を平成28年3月に策定した。

本県的生活排水処理率の目標は、令和7年度末で90%、令和17年度末に100%と設定した。

下水道事業

下水道は、汚水の収集・処理、雨水の排除という機能を有し、生活環境の改善や公衆衛生の向上、浸水の防除、さらには河川・湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るために欠かすことのできない施設である。

いわば、人々の日常生活や社会経済活動を根底から支える社会基盤の一つであり、着実な整備や、適切な維持管理が求められている。

・事業実施中の箇所：13市町村（大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町）

浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽は各家庭毎に設置するもので、生活雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

農業集落排水事業

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設やその循環利用を目的とした施設等を整備、維持管理し、活力ある農村社会の形成に資することを目的としている。

生活排水処理施設の整備手法選定の概念図



・実施中の箇所：10市（大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町）

漁業集落排水事業

漁業集落排水施設の整備を行い、漁村の生活環境の改善を図ると同時に、漁港及び周辺水域の水質保全により漁業の振興に資することを目的としている。

・実施中の箇所：1市（佐伯市）

生活排水処理施設整備推進事業

本県では、生活排水処理施設の整備を行う市町村に対して生活排水処理率に応じた交付金を起債の償還財源として交付するほか、浄化槽設置整備事業（個人設置型）に対して補助金を交付することにより、市町村の財政負担を軽減し、生活排水処理率の向上を図っている。

また、平成26年度から平成28年度には、流域会議*が設置される4モデル河川の流れ市町と連携し、生活排水処理率が低い地域において、合併処理浄化槽への転換に対する補助金額を上乗せした。平成29年度からは、対象地域を拡大して、全県下で実施している。

※ きれいな河川を将来にわたって守っていくため、各河川の上流域から下流域までの地元自治会や水環境に関わる団体等が主体的に参加し、設立する会議。流域ごとに、わかりやすい取り組み目標を定めて、川辺の清掃や生活排水対策等の環境保全活動に流域全体で取り組む。



生活排水対策マスコット「<Rin>

きれいな水再生啓発事業

公共用水域における汚濁負荷のうち、日常生活に伴う生活排水の割合は、38.4%となっております。

このような状況に対処するため、県では9月10日の「下水道の日」から10月1日の「浄化槽の日」を含む10月10日までを「生活排水きれいな推進月間」として、各種の啓発活動を行っている。

また、大分県生活排水対策基本方針に基づき、合併処理浄化槽への転換促進及び下水道への接続促進を図るため、生活排水処理率が低い地域を中心に、小学校への出張教室等を実施している。

5. 主な当年度事業

事業名	予算額(千円)	概要
農業集落排水事業	174,000	大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町
漁業集落排水事業	15,000	佐伯市
国庫補助事業計	189,000	
県営都市公園長寿命化等対策事業	272,625	大洲総合運動公園、ハーモニーパーク、大分スポーツ公園、高尾山自然公園
交付金計	272,625	
大分スポーツ公園等管理運営事業	557,318	高尾山自然公園、総合競技場、サッカー・ラグビー場(2面)、野球場、サブ競技場等の管理運営
県営都市公園施設整備事業	36,292	高尾山自然公園、大洲総合運動公園、ハーモニーパーク、大分スポーツ公園の維持修繕
公園維持管理費	141,244	大洲総合運動公園、ハーモニーパークの管理運営
生活排水処理施設整備推進事業	509,150	補助対象事業の工事費に対する県費助成
きれいな水再生啓発事業	932	地域住民への啓発活動
県単事業計	1,244,876	
合計	1,706,501	

建築住宅課、公営住宅室

1. 業務の概要

- ・ 建築行政
 (建築基準法関係許可事務・宅地建物取引業法関係免許登録事務・二級及び木造建築士・建築士事務所への指導、監督など)
- ・ 住宅行政
 (大分県住生活基本計画等の策定・住宅セーフティネットの推進・子育て高齢者世帯の支援・公営住宅等整備事業・県営住宅の管理など)

2. 施策の方向

建築行政は、建築基準法や建築士法、宅地建物取引業法等の運用を通じ、建築物の安全確保を始め、その質の向上により、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的として、きめ細かい行政を推進している。

また、住宅行政は、豊かさを実感できる住生活を営むことができるよう、良質な住宅ストック及び住環境の形成を図ることを基本目標に、「大分県住生活基本計画」(令和3年度改訂)等に基づいて、各種施策を推進している。

・ 耐震対策

現行の建築基準法に規定される耐震性を有しない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、新聞・広報紙等を利用した普及活動や、技術者に対する耐震診断・耐震改修講習会の開催等を実施する。

また、住宅耐震化総合支援事業を実施し、市町村と連携して、耐震診断及び耐震改修費の助成をすることで、古い構造耐力規定で建てられた木造住宅の耐震化を促進する。

さらに、特定建築物耐震化促進事業を実施し、市町村を事業主体とし、耐震診断及び耐震補強設計費並びに耐震改修工事の助成を行い、一定規模以上の特定建築物の耐震化を促進する。

・ 子育て世帯支援

子育て世帯の子供室増築、三世代同居に伴う改修など、「子育て満足度日本一」の政策実現に向けて、既存住宅の改修支援を行う。また、県営住宅においても、既存住宅を子育て世帯向けに改修するなど、子育て世帯の支援を進めている。

・ 高齢者支援

高齢社会に対応するため、高齢者安心住まいプランを策定し、高齢者の身体状況等に配慮した公営住宅等の安全で安心な住まいの提供を推進する。また、「健康寿命日本一」の政策実現に向けて、高齢者世帯の住宅のバリアフリー改修に支援を行う。

・ 住情報の提供

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく、住宅性能表示制度や新築住宅に係る瑕疵保証制度の充実等、消費者の多様なニーズに対応した住宅に関する正確で中立的な情報提供を推進する。

また、優良な木造住宅等を顕彰し、ホームページなどで紹介する。

・ 居住支援体制構築の推進

低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者(以下「要配慮者」という。)の居住の安定を確保するために、住宅セーフティネット法に規定する居住支援法人の登録や居住支援協議会等の設立、登録住宅等民間賃貸住宅への円滑な入居の支援、公営住宅の的確な供給や利用等の各種施策を一体的に推進する。

3. 大分県の現状

構造別県営住宅の管理戸数

(令和6年4月1日現在)

構造別	簡平	簡2	低耐	中耐及び準耐(3~5F)	高層(6F)	合計
戸数	45	160	80	7,512	789	8,586

大分県営住宅ストック総合活用計画及び大分県公営住宅等長寿命化計画に基づく建替実績戸数(着工年次)

年度	建替実績戸数	建替住宅名(所在地)戸数
平成18年度	41戸	明野住宅(大分市) 41戸
平成19年度	12戸	広野住宅(中津市) 12戸
平成20年度	58戸	城南住宅(大分市) 58戸
平成21年度	34戸	明野住宅(大分市) 34戸
平成27年度	42戸	城南住宅(大分市) 42戸
平成29年度	30戸	城南住宅(大分市) 30戸
令和3年度	20戸	城南住宅(大分市) 20戸

- ・ 平成22年度から、平成26年度まで全面的改善事業を実施。敷戸住宅(大分市)169戸
- ・ 高齢者向け改善工事の実績は、平成9年度～令和5年度で919戸

4. 施策の概要

I 建築行政

(1) 建築基準行政

「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資する」という建築基準法の目的のもとに確認をはじめとする許認可事務を行っている。

昭和46年10月1日に大分市が、平成9年4月1日に別府市、中津市、日田市、佐伯市、宇佐市が特定行政庁となり、現在7つの特定行政庁となった。

また、平成12年5月1日から(一財)大分県建築住宅センターが大分県知事指定の指定確認検査機関として業務を開始した。

平成19年6月20日施行の建築基準法の一部改正により、構造規定等が改正され、一定の建築物について、構造計算の適合性判定を実施している。

耐震性が不足しているおそれのある一定の建築物については「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいた指導、助言や助成等を行い建築物の耐震化を進めている。

※建築基準法の施行状況は「資料編」に記載

(2) 宅地建物取引行政

宅地及び建物の取引の公正を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図ることを目的として、宅地建物取引業に係る免許登録事務や指導等を行っている。

※宅地建物取引業法の施行状況は「資料編」に記載

(3) 建築士行政

「建築物の設計、工事監理を行う技術者の資格を定めて、その業務の適性をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させる」という建築士法の目的のもとに二級・木造建築士及び建築士事務所への指導監督を中心とした業務を行っている。

平成 23 年 4 月 1 日より大分県が（公社）大分県建築士会を二級及び木造建築士の免許登録事務を行う指定登録機関に指定、また、（一社）大分県建築士事務所協会を指定事務所登録機関に指定した。

※建築士法の施行状況は「資料編」に記載

II 住宅行政

(1) 住生活基本計画

住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）に基づき、大分県の区域における住民の住生活の確保及び向上に関する基本的な計画として定めるもの。県民や住宅関連事業者の参画のもとに、本県が住宅政策を総合的に推進するための計画であり、県内の市町村が地域の実情に応じた住宅政策を展開する際の指針となる。

令和 3 年度に、社会情勢の変化や住生活をめぐる新たな課題への対応等を踏まえ見直しを行い、各種施策に取り組んでいる。（計画期間は令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間）

(2) 大分県賃貸住宅供給促進計画

本県の公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅への円滑な入居等、要配慮者の住宅を確保することを目的として策定する。この計画において、公営住宅等公的賃貸住宅に関する供給目標や適正な整備・管理の方向性、民間賃貸住宅に関する登録住宅の確保や大分県居住支援協議会との連携等を明記し、各種施策に取り組む。

(3) 大分県公営住宅マスタープラン 2020

昭和 40 年代の高度成長期に大量に供給された公営住宅が更新時期を迎えている上、高齢者や子育て世帯が安心して暮らすことができるという時代の要請に、間取りや設備が十分に答えきれていない状況が浮き彫りになってきた。

これらの課題の解決を図るため、公営住宅を所有・管理する県と市町村は、共同して「大分県公営住宅マスタープラン 2020」（計画期間：令和 2 年度から令和 22 年度まで）を策定し、入居管理から住宅の建替や改善等までの必要な居住環境の提供に係る各種施策に連携して取り組んでいる。

(4) 公営住宅等整備事業

国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と、社会福祉の増進に寄与する事を目的とする事業である。

(5) 住宅地区改良事業

不良住宅が密集する地区内の住宅を取り壊して、跡地にもとの居住者のための低家賃住宅（改良住宅）や道路、公園等の公共的施設を整備することにより、新たに良好な住環境を形成しようとする事業である。

(6) 住宅新築資金等償還推進事業

歴史的社会的理由により生活環境が阻害されている地域の整備改善を図るため、住宅の新築、もしくは改修又は宅地の取得について必要な資金の貸し付けを行うため平成 8 年度まで実施された住宅新築資金等貸付事業の償還推

進を図る事業である。

(7) 木造住宅の振興

住宅関連産業の振興、県産木材の需要拡大及び潤いのあるまちづくりの観点から、昭和 60 年度に大分県木造住宅等推進協議会を設立し、地域木造住宅供給促進事業を推進している。

その一環として、平成 28 年度に優良な木造住宅等の顕彰事業である「おおいた木の良さを生かした建築賞」を創設し、木造建築に対する県民意識の高揚と設計者、施工者の資質の向上を図っている。

(8) 県営住宅のストック総合活用

長期的な維持管理を実現するため、平成 21 年度に策定（平成 25 年度改訂）した「大分県公営住宅等長寿命化計画」を令和 3 年度に見直し、新たに令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間における修繕、改善、建替などの県営住宅の活用手法を定めた。これに基づき計画的な建替事業と改善事業を進めている。なお、既存住宅の浴室内段差解消や手すりを設置する高齢者向け改善工事や、子育てしやすい間取りの改修や給湯器を整備する子育て世帯向け改善工事などを実施し、住宅ストックの整備を進めている。

(9) 居住支援体制の構築

高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の住まいと暮らしを確保し地域共生社会を実現するため、市町村ごとに居住支援協議会の設立を進め、継続した相談や支援のための体制を構築している。大分県の居住支援の推進は全国でも先進的な取組として注目されている。

(10) 県営住宅の管理

県営住宅は、県内 18 市町村に所在し、その管理戸数は 8,586 戸となっている。
平成 26 年度より、入退去事務、使用料の収納事務、修繕事務などの県営住宅の管理業務に管理代行制度を導入し、大分県住宅供給公社が協定に基づき県営住宅を管理している。

5. 主な当年度事業

・住宅耐震化総合支援事業

- ・住まい守り隊、耐震・アドバイザー派遣制度の継続
- ・令和 5 年度 耐震診断実施件数 110 戸
- ・令和 5 年度 耐震改修実施件数 38 戸
- ・令和 5 年度 ブロック塀等除却実施件数 153 件

・県営住宅建設事業

- ・県営明野住宅建替事業

・既設県営住宅改善事業

- ・高齢者向け住戸改善 25 戸（楽田南住宅外）
- ・子育て世帯向け住戸改善 20 戸（扇山第 2 住宅外）

・子育て・高齢者世帯住環境整備事業

- ・R5 年度 子育て支援型 51 件
- ・R5 年度 三世帯同居型 11 件
- ・R5 年度 高齢者バリアフリー型 114 件

・居住支援体制構築事業

- ・エリア別セミナー 3 エリア（各 2 回）
- ・居住支援協議会への支援 5 協議会
- ・R6 居住支援九州サミットの開催

施設整備課

1. 業務の概要

施設整備課では、県有建築物を所管する部課からの依頼に基づいて、新築、増改築、改修等の企画、設計及び工事に係る業務を行っている。また、既に建築されている大規模施設及び地方総合庁舎等に対しては、それぞれの行政ニーズに応じた施設機能の維持を目的として、長期的な計画に沿って良質で均衡のとれた保全業務に取り組んでいる。

さらに、県以外の事業主体が実施する国庫補助事業に係る設計及び工事の審査も担当している。

※詳細は「資料編」に記載

2. 施策の方向

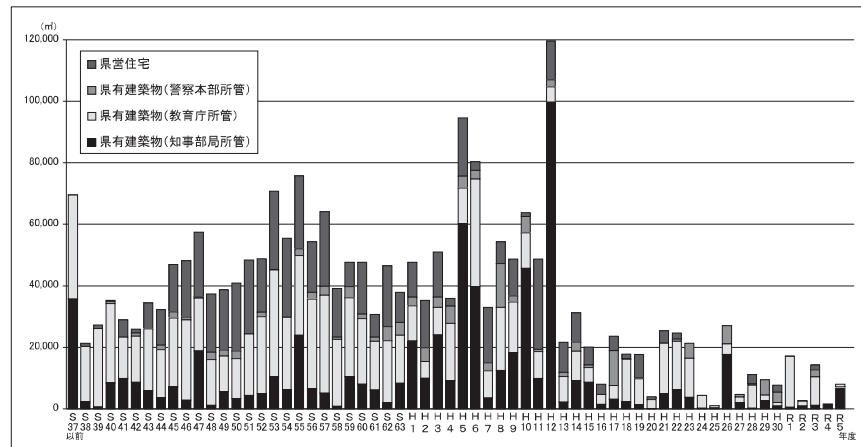
県有施設は、親しみやすく、便利で、かつ安全であることを基本として、それぞれの用途に応じた機能が十分発揮できるよう整備が進められてきた。

また、一方では、少子高齢化等による需要の減少、県民生活の多様化、施設の老朽化対策等、様々な課題に対応したより質の高い社会資本整備が求められている。

県有施設の整備は、量的な充足と機能の確保に加えて、県民共有の資産として優れた建物の整備、長寿命化を図り、県民一人一人が真に安全で安心な暮らしを送ることのできる社会の創造に寄与することが要請されている。

3. 大分県の現状

大分県の県有建築物は約3,800棟あり、建設年度別で整理した建築物の保有面積を下のグラフに示す。



4. 施策の概要

(1) 県有建築物防災対策推進事業

昭和56年以前に着工された県有建築物について、利用者等の安全を図るため、平成7年度から平成27年度に128棟の耐震診断及び54棟の耐震補強工事を実施した。また、災害時の復旧活動の拠点となる県庁舎及び地方総合庁舎等の建築設備の防災対策強化を実施した。

さらに、県有建築物の利用者の安全を確保するため、地震時における天井材の落下防止対策を進めている。

(2) 県庁舎等施設管理業務

県庁舎本館、県庁舎新館、県庁舎別館の3庁舎について、以下の施設管理業務を行う。

- ・ 建築、電気、空調、衛生、エレベーター、ガス設備等の日常的な維持・管理業務
- ・ 電気・機械設備の運転・保守管理委託の契約及び監督に関する業務

(3) 営繕事業の受託業務

県有建築物を所管する部署からの依頼に基づき、建築物の調査、企画、設計、工事、工事監理等を行う。

計画にあたっては、全ての人々が利用しやすい施設や建築における脱炭素化への取組など、人と環境にやさしい施設の整備を目指す。

5. 主な当年度事業

(1) 当年度事業概要一覧

事業名	当初予算(千円)	概要
営繕管理費	115,574	管轄工事を適切に執行するための単価更新等
県有建築物脱炭素化調査事業費	6,589	脱炭素化を推進するため、庁舎等の県有施設の省エネ・創エネの効果的手法を調査する。
県有建築物防災対策推進事業	716,143	県有建築物の吊り天井落下防止対策工事
庁舎営繕費	4,850	県庁舎及び地方総合庁舎等に係る改修工事並びに県庁舎本館・別館・新館に係る日常的維持管理業務
合計	843,156	

(2) 当年度の主な工事

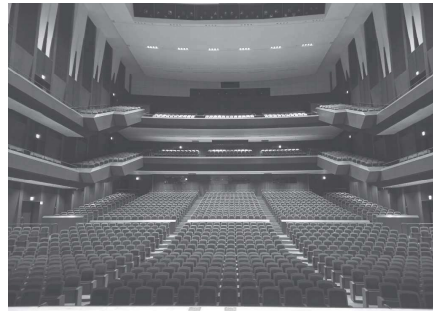
● 吊り天井（非構造部材）の耐震化作業

◆ 目的

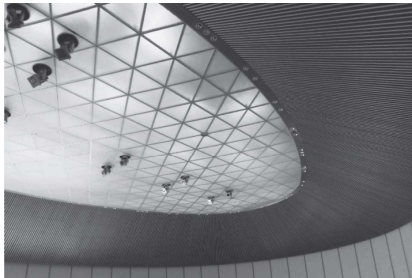
東日本大震災等で天井の落下による被害が相次いだことにより関係法令が改正された。旧基準の既存天井について改修工事を実施することで施設利用者の安全を確保し、地震後も使用可能となるよう施設を整備する。

◆ 対象施設

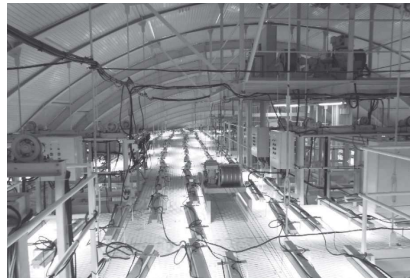
別府コンベンションセンター、総合文化センター等



グランシアタ特定天井改修後写真



別府コンベンションセンター天井



別府コンベンションセンター天井裏

関係機関

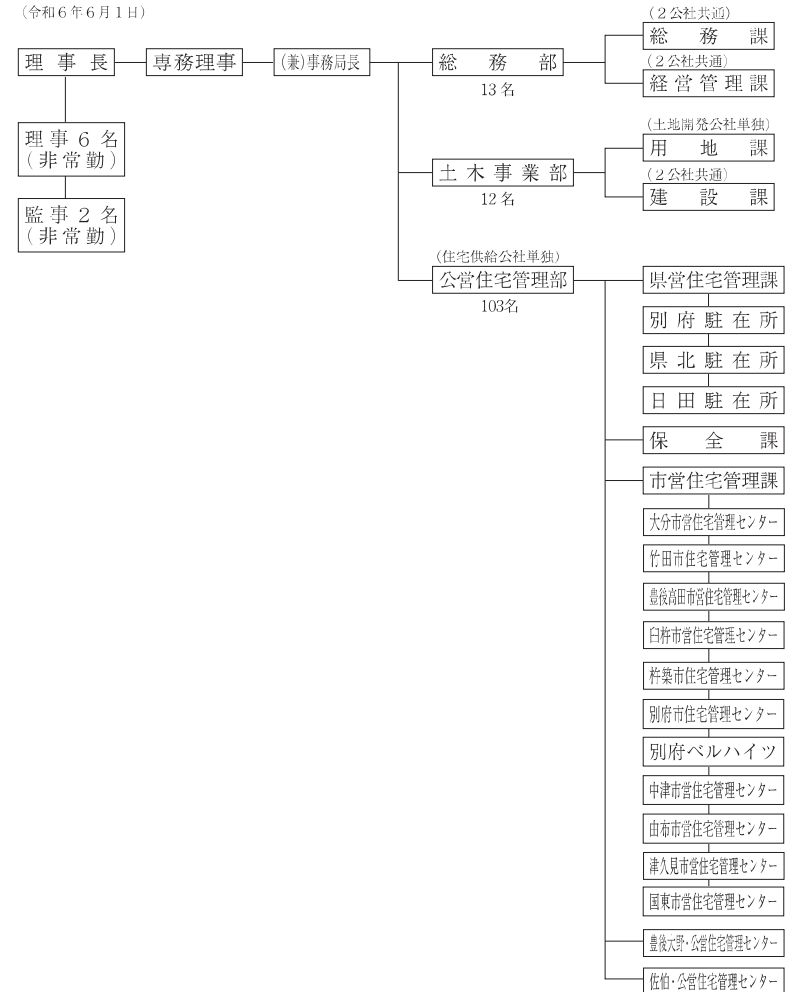
大分県地域づくり機構（住宅供給公社・土地開発公社）

「新行政改革大綱」に基づく公社等外郭団体の共通事務局化の方針により、平成13年度に住宅供給公社等3公社の統合が行われ、統合（共通事務局化）後の職員の一体感等を高めるため、愛称を「大分県地域づくり機構」と定めた。

地域づくり機構として発足して22年が経過し、道路公社が解散して2公社となったが、今後も円滑な事業の推進や人事交流に伴う職員の意識改革、人件費削減などに一層留意し、事業の効率化等に務める。

なお、地域づくり機構では、土地開発公社ビルの老朽化により旧住宅供給公社ビル跡地において公営型プロポーザルによるBOT方式で新庁舎の建替を進めており、令和6年8月に建物 completes することを受けて10月に新庁舎へ移転することとしている。

(令和6年6月1日)



大分県住宅供給公社

1. 概要

- (1) 法人名 大分県住宅供給公社
- (2) 事務所の所在地 大分市城崎町2丁目3番32号 大分県土地開発公社ビル
TEL (代表) 097-532-5135
(県営) 097-532-5137
(市営) 097-533-1674
- (3) 法人の種類 特別法人
- (4) 設立の根拠法 地方住宅供給公社法
(昭和40年6月10日法律第124号)
- (5) 設立登記年月日 昭和40年9月20日
- (6) 基本財産の額 10,000千円(全額大分県出資)
- (7) 沿革

住宅供給公社は、戦後の住宅難解消のため昭和27年2月2日に設立された財団法人大分県住宅協会をその前身とし、「地方住宅供給公社法」の公布施行により勤労者に居住環境の良好な住宅及び宅地を供給し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として昭和40年9月20日に改組した。

高度経済成長や県都大分市の新産業都市の指定等による人口増加により、増大する住宅需要に対応するため、城南団地をはじめ明野団地や敷戸団地等これまで県内各地において多数の住宅建設及び宅地供給を実施してきた。

そのほかに公社賃貸住宅・便利施設の建設及び管理事業や県営住宅管理等の受託事業を実施してきた。

特に県営住宅管理については、昭和53年度から管理業務を受託し平成18年度からは「指定管理者」として、平成26年度からは「管理代行者」として事業に取り組んでいる。

市営住宅管理については、平成23年度以降、佐伯市、竹田市、豊後高田市、豊後大野市、臼杵市、杵築市、別府市、中津市、由布市、津久見市、そして令和5年4月からは新たに国東市の市営住宅を「管理代行者」として、大分市営住宅の一部を「指定管理者」として業務を実施している。

平成31年4月からは、初の試みとして、県営、市営の窓口を一元化した「豊後大野・公営住宅管理センター」を開設し、令和3年5月からは「佐伯・公営住宅管理センター」を開設した。

2. 業務内容

- (1) 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡
- (2) 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡
- (3) 市街地において公社が行う住宅の建設と一体して商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡
- (4) 住宅の用に供する宅地の造成と併せて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡
- (5) 公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及び公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- (7) 公営住宅法に基づき、公営住宅及び共同施設の管理(家賃の決定、金銭の請求等に関するものを除く)を事業主体に代わって行うこと

- (8) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、委託により、住宅並びに住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修
- (9) 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行う住宅の建設と一体して建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと

3. 令和6年度事業の概要

(1) 管理受託住宅管理事業

県営住宅管理事業は、平成26年度より「管理代行者」として県下全域8,501戸の県営住宅の入退去・維持管理・家賃取納等の業務を行っており、きめ細かなサービスの提供や更なる家賃取納率の向上に努める。

また、市営住宅管理事業は、佐伯市営住宅、竹田市営住宅、豊後高田市営住宅、豊後大野市営住宅、臼杵市営住宅、杵築市営住宅、別府市営住宅、中津市営住宅、由布市営住宅、津久見市営住宅、国東市営住宅を「管理代行者」として、大分市営住宅の一部を「指定管理者」として実施し、県営住宅と同様、公正かつ公平な住民サービスの提供に努める。

なお、別府市より南部振興開発ビルの管理を受託している。

(2) 賃貸管理事業

公社賃貸住宅106戸、賃貸店舗16施設、賃貸土地等13施設の適正な管理を行う。

(3) 分譲事業

大分空港から約2.5kmに位置する電線類を地中化した「向陽台(国東市武蔵町・安岐町)」分譲団地の販売を行う。

(4) 受託事業

「大分県建築行政業務支援機関」として、市町村等から公共建築物建替工事実施設計業務等を受託する。

また、県教育委員会等から職員住宅、公共施設等の改修工事に係る設計監理業務等を受託し実施する。



大分県土地開発公社

1. 概要

- (1) 法人名 大分県土地開発公社
 (2) 事務所の所在地 大分市城崎町2丁目3番32号 TEL(代表) 097-536-1446
 (3) 法人の種類 特別法人
 (4) 設立の根拠法 公有地の拡大の推進に関する法律
 (昭和47年法律第66号)
 (5) 設立登記年月日 昭和48年3月31日
 (6) 基本財産の額 30,000千円(全額大分県出資)
 (7) 沿革

昭和35年10月24日財団法人大分県開発公社(基本財産1,000千円)として発足以来、新産都一期計画の背後地の整備事業用地並びに進出企業のための住宅用地の取得・造成工事及び内陸工業用地の取得等を推進してきた。

昭和48年3月には、「公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)」に基づく特別法人大分県土地開発公社として組織改正され、大分自動車道、東九州自動車道及び一般国道、地方道等の道路用地や河川・ダム用地、公園、学校等の公共の用に供する土地の取得造成などに取り組み、また、大分北部中核工業団地、大分インテリジェントタウンや流通業務団地、内陸工業用地として、大分市等のキャンオン用地の取得・造成事業や玖珠工業団地の造成事業を実施した。

2. 業務内容

- (1) 道路改良工事及び新設工事に係る土地の取得
 (2) 河川改修工事に係る土地の取得
 (3) 住宅建設に係る土地の取得及び造成
 (4) 学校建設に係る土地の取得及び造成
 (5) 公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地の取得、造成及び管理
 (6) 内陸工業用地、流通業務団地、事務所及び店舗等に係る土地の造成事業並びに造成地についての賃貸
 (7) 上記事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に付帯する業務
 (8) その他公共用地の取得に関する調査、測量及び設計

3. 令和6年度事業の概要(単位:千円)

- (1) 公有地取得事業 (1,297,931)
 主な事業 ①南立石亀川線 (263,563)
 ②大南地区スポーツ施設整備事業 (182,379)
 ③玉来吉田線外1線 (121,733)
 ④その他県内各地の公共用地の取得
 (2) 土地造成事業 (1,569)
 (3) あっせん等事業 (43,079)
 (4) 関連施設整備事業 (2,258,273)
 (5) 公有地売却事業 (1,874,902)
 (6) 土地造成売却事業 (208,041)

公益財団法人大分県建設技術センター

1. 目的

良質な社会資本の整備と秩序ある県土づくりによる地域社会の健全な発展を目指し、それらを担う人材の育成、社会資本の整備や維持管理及び安全・安心を共有できる社会づくりへの支援等を行い、もって広く県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

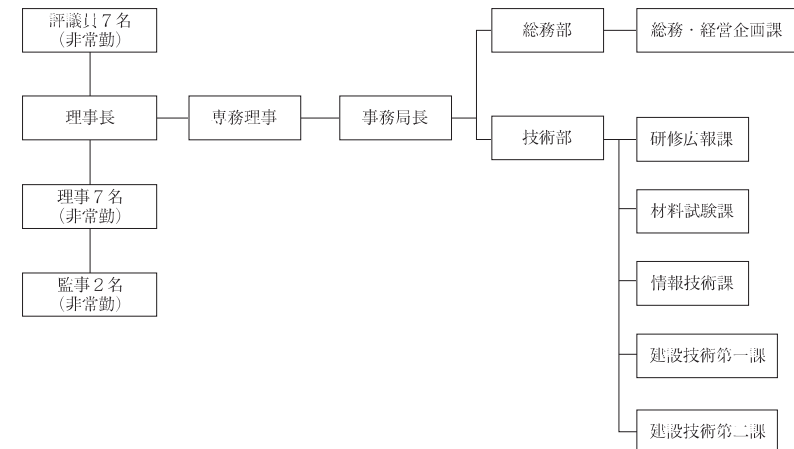
2. 概要

名 称	公益財団法人大分県建設技術センター
設立年月日	平成6年4月1日(民法第34条に拠る財団法人として設立)
	平成25年4月1日(公益財団法人へ移行)
基本財産	3,000万円(出捐金 大分県2,000万円 市町村1,000万円)
所在地	総務部・技術部 TEL 097-552-3255 FAX 097-552-3403 〒870-0905 大分市向原西1丁目3番33号 技術部 研修広報課・材料試験課 TEL 097-556-2982 FAX 097-556-3073 〒870-0933 大分市花津留2丁目2番5号 花津留庁舎

3. 事業

- (1) 社会資本の整備及び県土づくりを担う人材育成に向けた技術・技能の研修、普及啓発及び情報提供事業
 (2) 社会資本の整備や維持管理、県土づくり等に関する技術相談及び積算、技術審査、品質監理、検査等に係る支援事業
 (3) 社会資本の品質確保に係る各種材料試験及び調査研究事業
 (4) 社会資本の情報化へ向けての支援事業
 (5) その他目的を達成するために必要な事業

4. 組織図



5. 業務内容

5-1. 研修広報事業

(1) 研修事業

■ 当センターは、大分県内の県・市町村・建設業界の土木技術職員の資質向上を図るための研修を実施しています。

■ この計画は、令和6年6月6日現在のものです。都合により、計画を変更することがあります。

(企画・運営：(公財)大分県建設技術センター)

▼専門技術研修

Table with columns: No., 研修名, 開催日, 時間, 受講対象者, 階層/区分の目安, 受講形式, 定員 (会場, オンライン), 研修会場. Contains 18 rows of training details.

Table with columns: No., 研修名, 開催日, 時間, 受講対象者, 階層/区分の目安, 受講形式, 定員 (会場, オンライン), 研修会場. Contains 19 rows of training details.

*1 階層/区分の目安：大分県土木建築部人材育成計画により定められたもの

▼一般県民向け研修

	研修名	開催日	時刻	受講対象者	会場	定員
1	コンクリートの不思議（1回目）	未定	—	未定	未定	20名
2	コンクリートの不思議（2回目）	未定	—	未定	未定	20名
3	コンクリートの不思議（3回目）	未定	—	未定	未定	20名

●所在地

（公財）大分県建設技術センター研修棟（〒870-0933 大分市花津留 2-2-5）

<https://sites.google.com/view/oitacontech-seminar>（TEL）097-556-2982

- （2）新規採用土木技術職員研修 県及び市町村の新規採用土木技術職員等を対象に、早期に活躍できるよう基礎的、実務的な知識・能力を習得させるため、積算及び災害復旧等の個別指導を行う。
- （3）長期建設技術実務研修 市町村技術職員を対象に資質の向上並びに専門的な知識及び技術の習得を図り、もって市町村建設行政の能率的な運営に資する目的で長期（1年以内）の実務研修を実施する。
なお、実施にあたっては、センターが人件費を含む研修費用を負担して派遣元が研修生を出しやすい環境を提供する。
- （4）講師派遣事業 建設関係団体や地域住民グループの要請に基づき、社会資本整備推進や技術者の育成に取り組むため、講師等としてセンター職員を派遣する。
- （5）広報事業 土木技術等に関する情報の収集、発信を行う。また、一般県民への見学会を開催するなど、産学官連携を通じて建設事業に対する一般県民の理解の促進を図る。

5-2. 土木積算等技術支援事業

- （1）技術審査・積算支援事業 設計時の技術的課題に対する専門的見地からの助言および設計成果の審査
技術的難易度の高い工事設計書の積算を支援
- （2）品質監理支援事業 公共工事の品質・出来形・安全・工程・施工体制に関する総合的な施工監理の支援
- （3）災害等緊急時支援事業 災害復旧の調査設計に係る技術指導、助言
査定設計書および査定後の工事設計書の積算を支援
大分県防災エキスパート技術者派遣制度による支援
- （4）資料作成支援事業 道路台帳調製管理等、各種資料の作成を支援

5-3. 建設材料試験、審査事業

- （1）建設材料試験事業 公共土木施設等の耐久性や安全性等の品質を確保するため、県内唯一の公的試験機関として県の品質管理基準に定める各種建設材料の試験を行う。
①コンクリート試験 ②鋼材試験 ③竹材試験 ④土質試験 ⑤アスファルト試験
- （2）アスファルト混合物
事前審査事業 公共工事等に使用するアスファルト混合物の品質向上を目的に県内唯一の公的試験機関として同混合物の事前審査及び品質の認定を行う。
①密度試験 ②マーシャル安定度試験 ③アスファルト抽出試験
④ふるい分け試験 ⑤ホイールトラッキング試験

5-4. 情報化支援事業

- （1）情報化技術・教育支援事業 公共事業に情報化技術を活用し効率化を図る CALS / EC の導入、運用支援を行う。
① CALS / EC 普及支援
② IT 教育研修
③ CALS / EC 関連システムの運用、保守
- （2）積算システム運用事業 公共調達に適切な入札・契約に資するため、地方自治体が発注する工事、委託業務の費用算出システム（県市町村共同利用型積算システム）に関する運用保守等を行う。

5-5. その他

- （1）市町村よらず技術相談 これまで培った知識・経験をもとに、公共工事に携わる職員の「困った」を解決するための手助けとなる市町村よらず支援を開設した。専門スタッフが無料で相談に乗る。

サイトのお問い合わせフォームより、
いつでもご相談ください！



担当：技術部 鷺見（すみ）・阿部（あべ）・戸高（とだか）・
高橋（たかはし）・佐藤（さとう）・大野（おの）